

3 復興

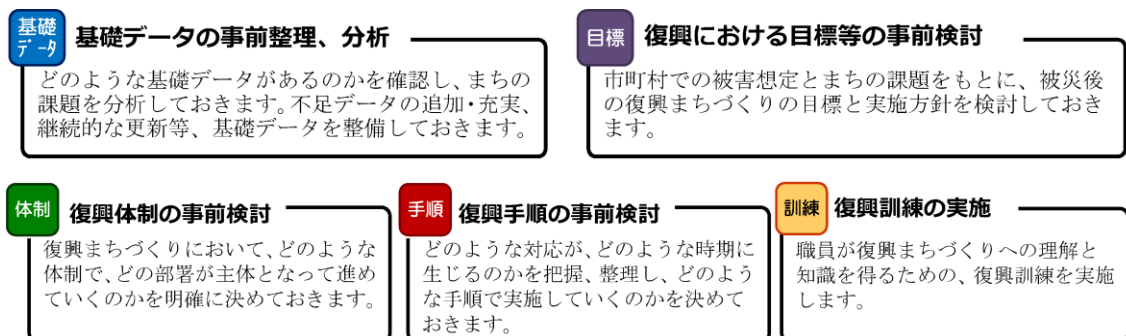
(1) 対象とする災害

復興については、あらゆる自然災害を対象として、復興体制の事前検討、復興手順の事前検討等を定めます。なお、基礎データの事前整理、分析は、あらゆる自然災害の中で川崎市直下の地震等が発生した場合に、最も甚大な被害が広範囲で想定されるため、地震を対象として整理します。

(2) 復興事前準備について

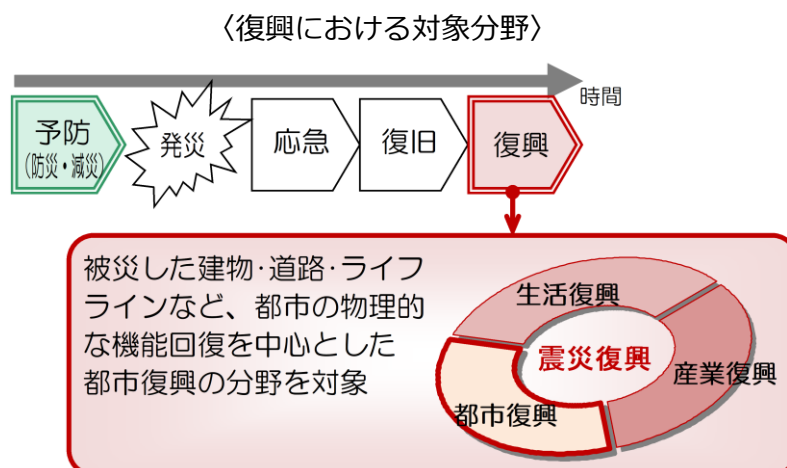
復興事前準備とは「平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト対策を事前に準備しておくこと」をいいます。

具体的な取組としては、「基礎データの事前整理、分析」、「復興における目標等の事前検討」、「復興体制の事前検討」、「復興手順の事前検討」、「復興訓練の実施」などがあります。



(平成 30 (2018) 年国土交通省「復興まちづくりのための事前準備ガイドラインについて」より)

また、本検討においては、「都市復興」を対象分野とし、生活環境や防災性の向上等に係る都市基盤の整備や市街地の面的整備等を主眼にしています。



1) 基礎データの事前整理、分析

本検討は極限的な状況下で、最適な復興の方向性やそれを実現するためのすみやかな事業手法の選択が可能となるよう、極力選択肢を多く用意しておく観点から、起こりうるケースを幅広く検討しました。

1) - 1 検討手順

被害想定調査結果に基づき、大規模地震等からの被災により都市復興対策地区を抽出し、それぞれの地区の市街地環境や発生被害の特徴を整理した上で、市街地特性ごとに都市復興対策の方向性と具体的事業手法を検討しました。

『都市復興対策地区』の抽出



都市復興対策の方向性の検討

被害特性をもとに市域を7種類に類型化し、それぞれの都市復興対策の方向性を検討

	類型	想定被害
1	一般市街地	火災延焼 + 建物倒壊
2	拠点地域	
3	一般市街地	建物倒壊
4	拠点地域	
5	造成地崩壊	宅盤
6	液状化	
7	津波	津波



都市復興対策の事業手法の検討

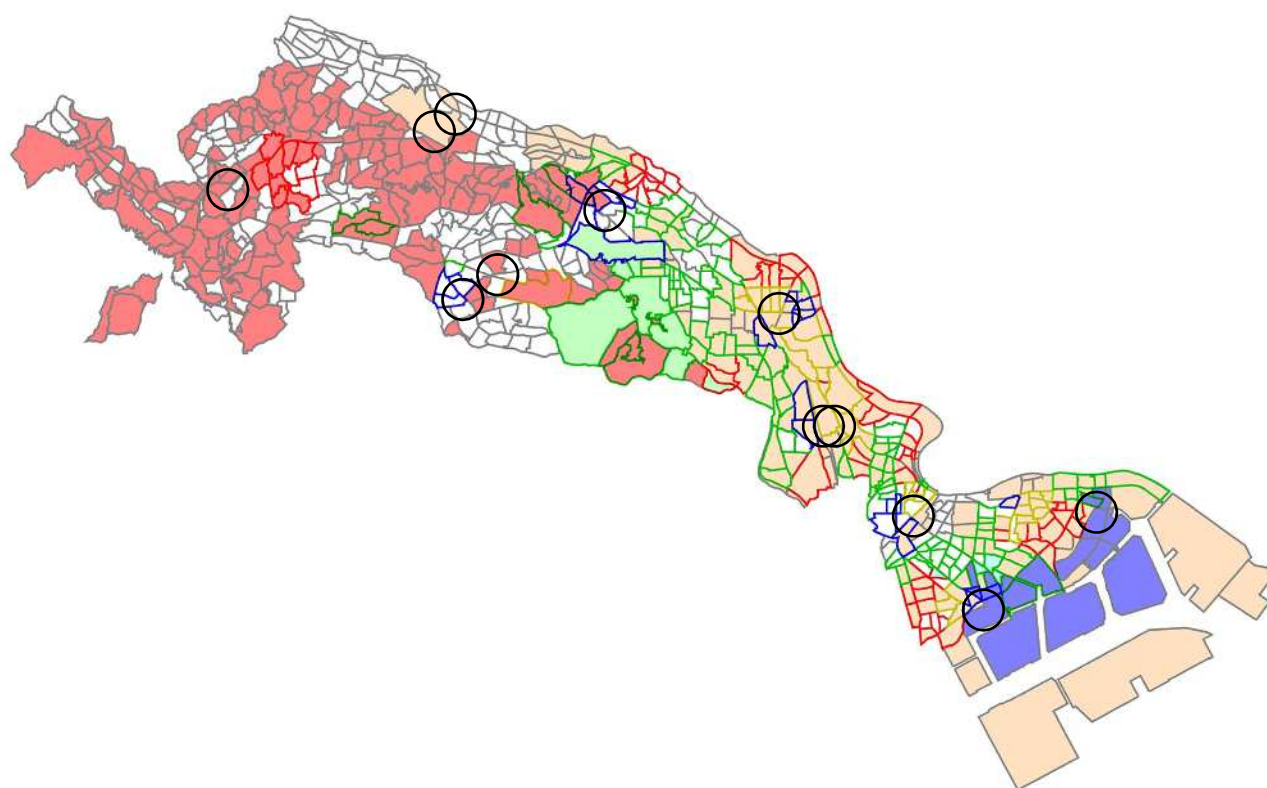
類型化したケース別に、想定される事業手法を検討

1) —2 都市復興対策地区の抽出

本市では、あらゆる自然災害の中で川崎市直下の地震等が発生した場合に、最も甚大な被害が広範囲で想定されています。

地震被害想定については、「川崎市地震被害想定調査」のうち、平成 21（2009）年度調査と平成 24（2012）年度調査を比較して、原則として被害項目毎に被害が大きい調査結果に基づいて災害リスクを整理しています。なお、「揺れによる建物倒壊」、「火災の発生と延焼」、「急傾斜地崩壊」、「液状化被害」については、川崎市直下の地震に対する被害想定、「津波による被害」については、津波浸水予測図の神奈川県慶長型地震に対する被害想定を使用しました。

＜都市復興対策地区＞



市街地特性		一般市街地	拠点地域 (拠点駅周辺)
被 害	火災延焼 + 建物倒壊	A	B
	建物倒壊	C	D
宅 盤	造成地崩壊		E
	液状化		F
津 波			G

凡例			
	A		E
	B		F
	C		G
	D		E F
			F G
 拠点駅			

※拠点地域は、拠点駅から半径500mの範囲内を対象とし、一般市街地は拠点地域以外の地域を対象とする。

※被害の大きい地域に町丁目の一部でも該当した場合、その町丁目全体は被害を受けると見なす。

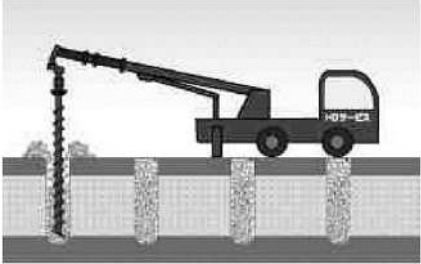
2) 復興における目標等の事前検討

被害特性を基に市域を7種類に類型化し、市街地特性を加味した上で、ケース別に都市復興対策の方向性を検討しました。

なお、実際の被災時においては、同じ被害を繰り返すことのない都市像に向け、被災を契機として質的転換を含めた大胆な発想で幅広く検討を進める必要があります。また、個別の復興事業の積み上げの結果、過剰な整備・供給とならないよう広域的かつ総合的に計画の調整を図る必要もあります。

〈市街地の類型と都市復興対策の方向性〉

被害	類型	都市復興対策の方向性	
		重点復興地区 被害が大きく重点的かつ緊急的な都市復興対策が求められる地区	復興促進地区 被害は中程度ながら計画的な都市復興対策が求められる地区
火災延焼 ＋ 建物倒壊	A 一般市街地	区画再編による道路、公園の面的整備を行い、延焼しにくい市街地を形成 例) 土地区画整理事業等 	既存の道路、公園等を活用した市街地再生の推進 例) 地区計画等
	B 拠点地域	共同化、高度利用化による不燃地域の形成 例) 市街地再開発事業等 	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開 例) 地区計画等
建物倒壊	C 一般市街地	狭あい道路、狭小敷地の解消と共同建替の推進 例) 土地区画整理事業等	耐震建築物への再建促進 例) 地区計画等 

	D 拠点地域	共同化、高度利用化による耐震化の促進 例) 市街地再開発事業等	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開 例) 優良建築物等整備事業等  (出典：国土交通省 HP)
宅盤	E 造成地崩壊	抜本的な宅地造成 例) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業等  (出典：国土交通省 HP)	個別宅地の宅地造成 例) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業等
	F 液状化	宅地の再液状化防止 例) 宅地液状化防止事業 	
津波	G	減災の考え方に基づく多重防御型の都市づくりなど 例) 土地区画整理事業	

※実際の被災時には、被害状況の調査に基づき、復興対象地区を「重点復興地区」、「復興促進地区」、「一般地区」に区分します (P.118 参照)。

また、被災後に迅速かつ適切に取り組を進めていくにあたり、「都市復興のまちづくりの基本目標」、「都市復興のまちづくりの方向性」を次のとおり定めます。

1. 都市復興のまちづくりの基本目標

「川崎市総合計画」及び「川崎市都市計画マスタープラン」に掲げられたまちづくりの基本目標等を踏まえて、以下のように設定します。

「安心のふるさとづくり」、「力強い産業都市づくり」

2. 都市復興のまちづくりの方向性

「川崎市総合計画」及び「川崎市都市計画マスタープラン」に示されているまちづくりの目標や基本政策、過去の災害の教訓を踏まえて、以下の点に配慮して取り組みます。

(1) 災害に強い都市構造の形成をめざす

都市の不燃化・耐震化促進やオープンスペースの確保、拠点地域の整備、密集住宅市街地の改善、緑化の推進等により、災害に強い都市構造の形成をめざします。

(2) 安全に避難できるまちをめざす

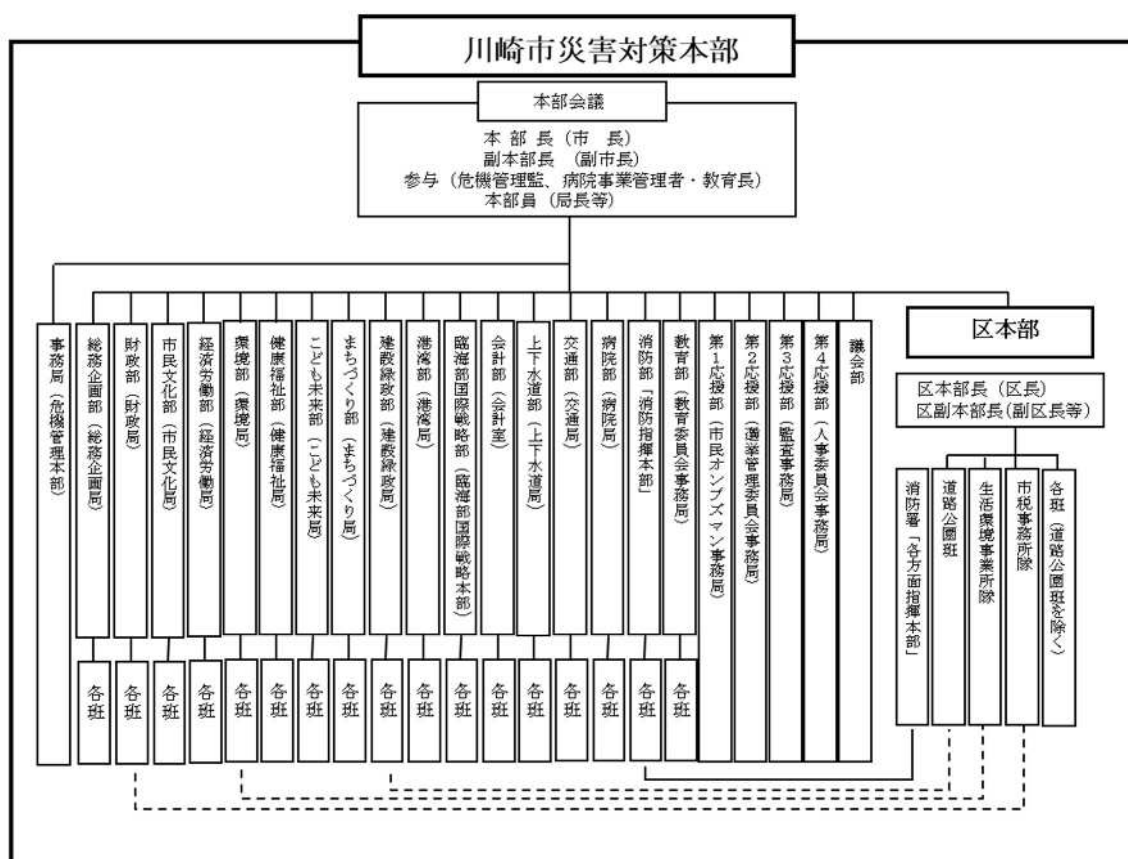
市立中学校の「地域防災拠点」の整備、避難所の耐震化、地域防災拠点や避難所等への安全な避難路確保等により、安全に避難できるまちをめざします。

(3) 自助・共助（互助）・公助による復興まちづくり

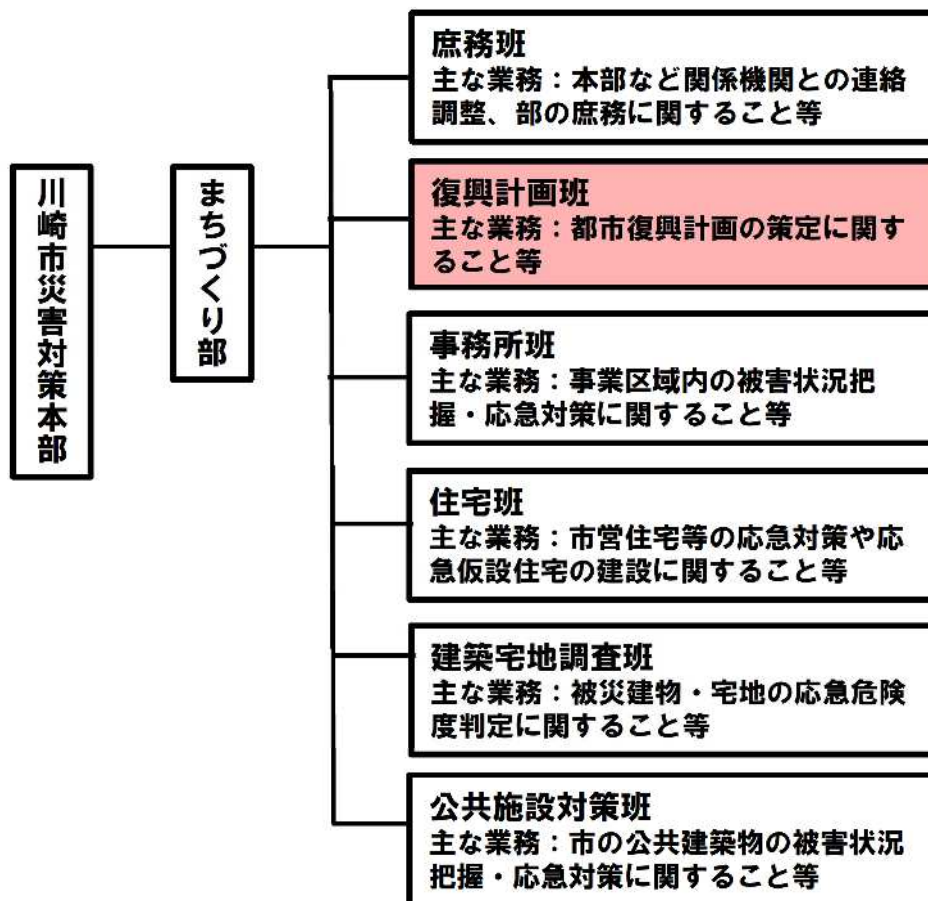
被災地区の状況を踏まえ、自助・共助（互助）・公助による復興まちづくりを進めます。

市内で震度 6 弱以上の地震を観測したとき、市内で地震による大規模な被害が発生し、または発生するおそれがある場合に市長は、災害対策を実施するため、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき、川崎市災害対策本部を設置します。

■川崎市災害対策本部組織一覧



■まちづくり部の構成

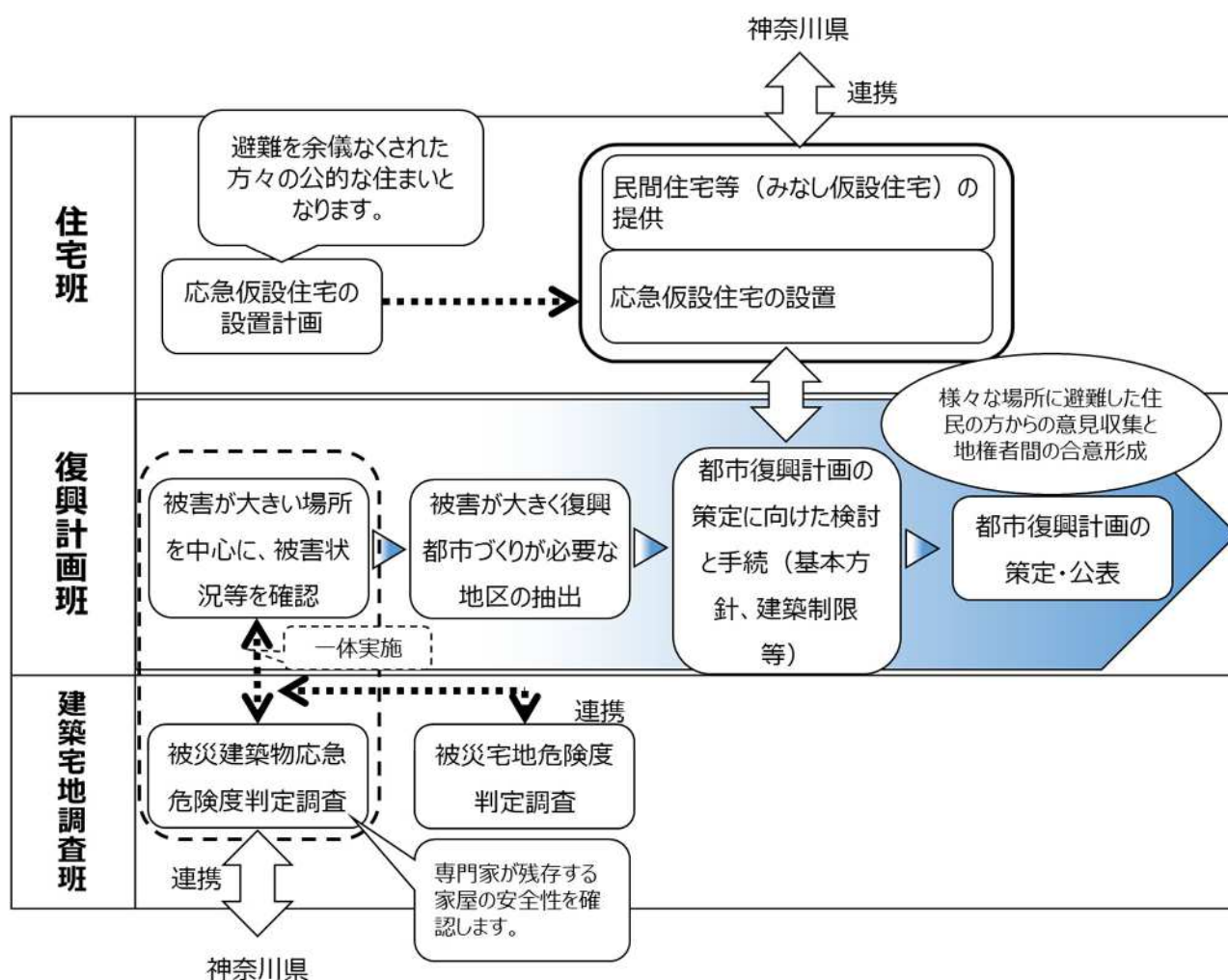


■復興計画班の担当分野と他班との関係

災害発生後、建築宅地調査班は被災建築物応急危険度判定調査として、市民の住宅等を調査し、二次被害の危険性がなく使用可能かどうかを調査します。また、がけ地等の付近にある宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合には被災宅地危険度判定調査を行い、二次被害の低減・防止に努めます。

自宅に引続き住むことが難しい場合、一時的に避難所生活を余儀なくされますが、住宅班では、公的な住まいとして、応急仮設住宅の建設や民間住宅の空き室の確保等により住まいを確保します。

また、復興計画班は、都市復興を進める過程で、各地の応急仮設住宅等にお住まいの方を含め関係者へ情報提供を行い、住民の方の意見を取り入れながら都市の復興の方向性を一緒に考え、都市復興計画を策定・公表します。

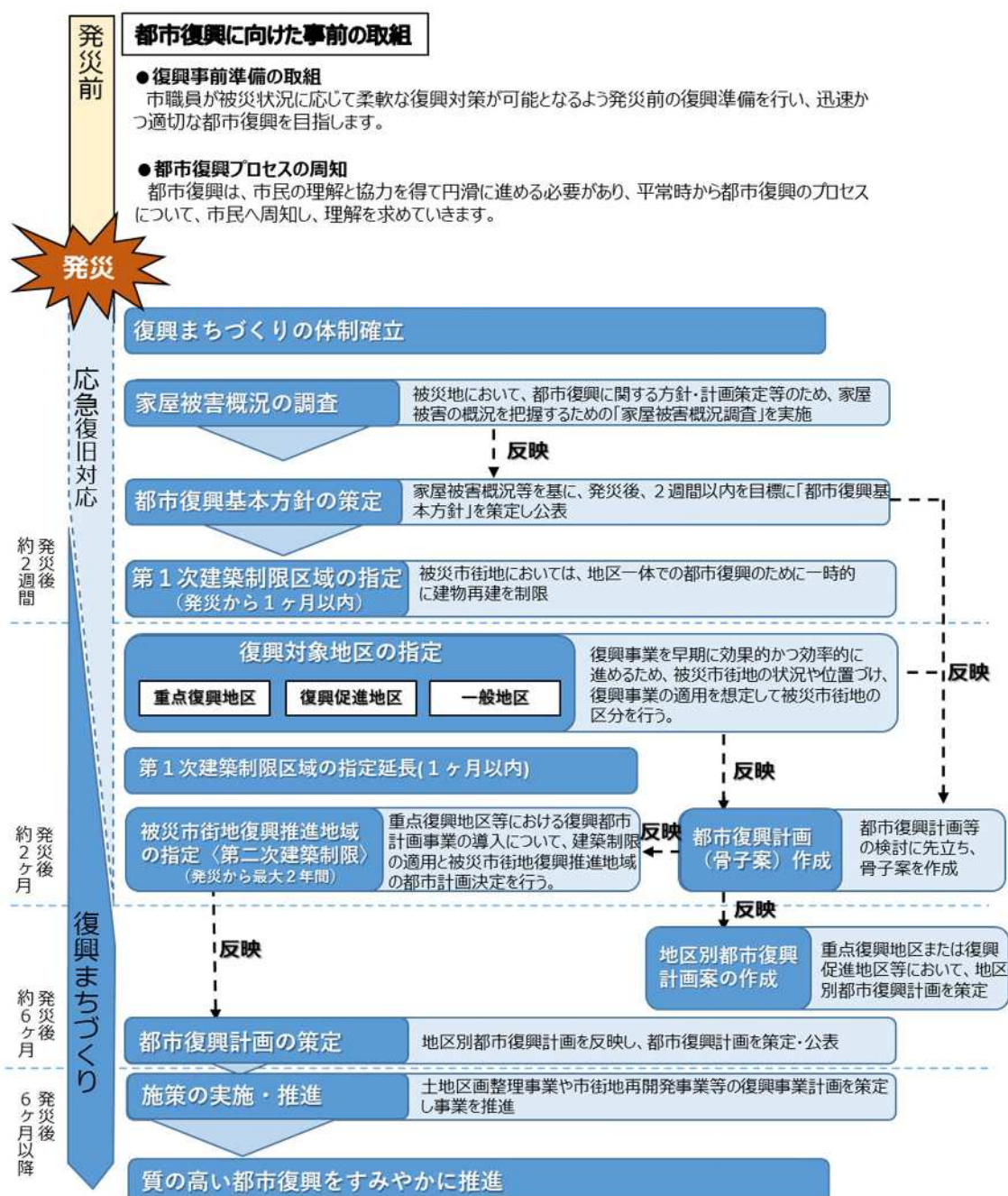


4) 復興手順の事前検討

復興手順の事前検討は、過去の大規模災害の教訓を活かしながら、大規模災害等の発生により市街地に大きな被害が発生した場合、限られた人員により住民の意見をしっかりと取り入れながら、都市復興計画を迅速かつ円滑に作成することが可能となるよう市職員の具体的な行動手順等を示すものです。

また、都市復興計画の策定手順の作成を通して、被災後に起こる様々な事態への対応手順や対応策の可能性も含めて事前に検討することによって、行政組織としてのスキルアップを図るものです。

〈復興手順〉



4) - 1 都市復興計画策定に向けた復興手順の内容

都市復興計画策定に向けた発災前から発災後 6 ヶ月以降までの時系列に沿った各手順の内容をさらに具体的に示すものです。

発災前

都市復興に向けた事前の取組

●復興事前準備の取組

市職員が被災状況に応じて柔軟な復興対策が可能となるよう発災前の復興準備を行い、迅速かつ適切な都市復興をめざします。

●都市復興プロセスの周知

都市復興は、市民の理解と協力を得て円滑に進める必要があり、平常時から都市復興のプロセスについて、市民へ周知し、理解を求めています。

発災

発災後
約 2 週間

都市復興の体制の確立

○災害対策本部の設置等

大規模な災害発生後、市では災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき、市長を本部長とする災害対策本部を設置します。

○初動期の体勢の確立

地震発生直後の非常配備体制を確立し、まちづくり局は市災害対策本部「まちづくり部」として復興計画班等に分かれて災害対策にあたります。

○復興期への体制の移行

市長が復興事業を速やかに、かつ計画的に実施する必要があると判断し「復興本部」を設置した場合、「復興まちづくり部会」が設置され、都市復興計画等の策定等、復興事業の実施にあたります。

都市復興基本方針の策定

○家屋被害概況調査の実施

家屋被害の概況を把握するため「家屋被害概況調査」を実施します。（※家屋被害概況調査は被災建築物応急判定度調査と一体的に実施）



○都市復興基本方針の策定

発災後2週間以内を目標に「都市復興基本方針」を策定し公表します。

■川崎市都市復興まちづくり方針

1. 都市復興のまちづくりの基本目標

「川崎市総合計画」及び「川崎市都市計画マスタープラン」に掲げられたまちづくりの基本目標等を踏まえて、以下のように設定します。

「安心のふるさとづくり」、「力強い産業都市づくり」

2. 都市復興のまちづくりの方向性

「川崎市総合計画」及び「川崎市都市計画マスタープラン」に示されているまちづくりの目標や基本政策、過去の災害の教訓を踏まえて、以下の点に配慮して取り組みます。

（1）災害に強い都市構造の形成をめざす

都市の不燃化・耐震化促進やオープンスペースの確保、拠点地域の整備、密集住宅市街地の改善、緑化の推進等により、災害に強い都市構造の形成をめざします。

（2）安全に避難できるまちをめざす

市立中学校の「地域防災拠点」の整備、避難所の耐震化、地域防災拠点や避難所等への安全な避難路確保等により、安全に避難できるまちをめざします。

（3）自助・共助（互助）・公助による復興まちづくり

被災地区の状況を踏まえ、自助・共助（互助）・公助による復興まちづくりを進めます。

3. 都市復興への取り組み方針

「川崎市都市計画マスタープラン」や各分野の連携と総合的な取組を考慮し、
以下の方針を設定します。

（1）都市復興の方針

（2）都市基盤施設の復興方針

○被災地区における協働の呼び掛け

被災地区ごとの都市復興に向けて、町内会・自治会に対して都市復興基本方針を周知するとともに、復興まちづくり協議会等の住民組織の設置等に向けた地元調整を区役所と連携して行います。

○建築制限（第一次）の実施

被災市街地においては、地区一体での都市復興のために一時的に建物再建を制限することになります。第一次建築制限を指定する区域は、建築制限を設けなければ防災上問題のある街区が再度形成されるおそれがあり、基盤等の再整備を一体的に行うことが必要な区域を、総合的に判断して設定します。（※家屋被害概況調査結果より、被害度が概ね80%以上と見込まれる地区だけでなく、周辺の連担する被害度が低い地区との一体的な都市復興の必要性にも留意して対象地区を選定）

建築制限区域については住民説明会等を実施し、随時情報提供と住民相談等を行います。

復興対象地区の区分

○復興対象地区の区分

復興事業を早期に効果的かつ効率的に進めるため、被災市街地の状況や位置づけ、復興事業の適用を想定して被災市街地の区分を行います。

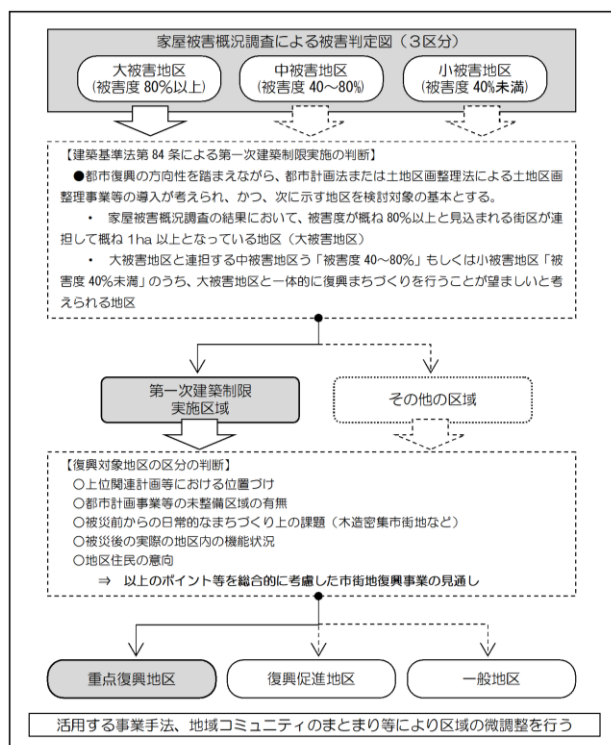
「重点復興地区」…被害が大きく従前から整備の必要性があり重点的に復興を推進する地区

「復興促進地区」…民間による個別再建を支援する地区

「一般地区」…上記以外の地区

（※地区区分は優先度を考慮して3区分としますが、被災前の課題・被災後の機能状況・住民の意向などを総合的に判断して決定します。）

（判定の流れ）



○都市復興計画（骨子案）の作成

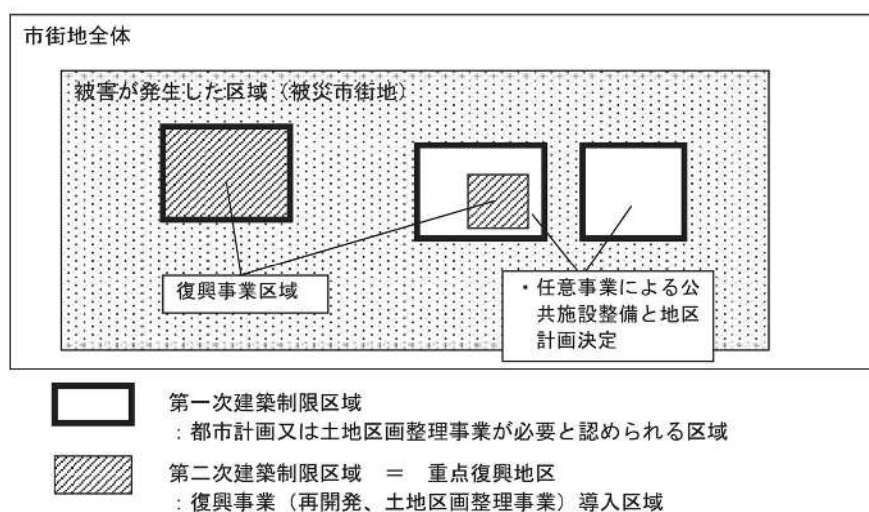
都市復興計画等の検討に先立ち、復興の骨子案を作成します。

○建築制限（二次）の実施

重点復興地区における復興都市計画事業の導入について、地区住民との合意形成と継続的な検討を要する場合、被災市街地復興特別措置法に基づく建築制限の適用と被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行います。これは建築物の個別再建を制限することにより、円滑な事業実施を担保するものです。第二次建築制限の期間は、発災から最長2年間となっていますが、早期の事業決定をめざします。また、建築制限を円滑に実施するため、情報提供と復興に関する建築相談窓口を設けます。

なお、上記による手法のほか、災害の危険が依然継続する場合には、条例で災害危険区域を定めます。災害危険区域は、居住の用に供する建築物の禁止等を定めて、他地区での都市復興への誘導等を行うものです。

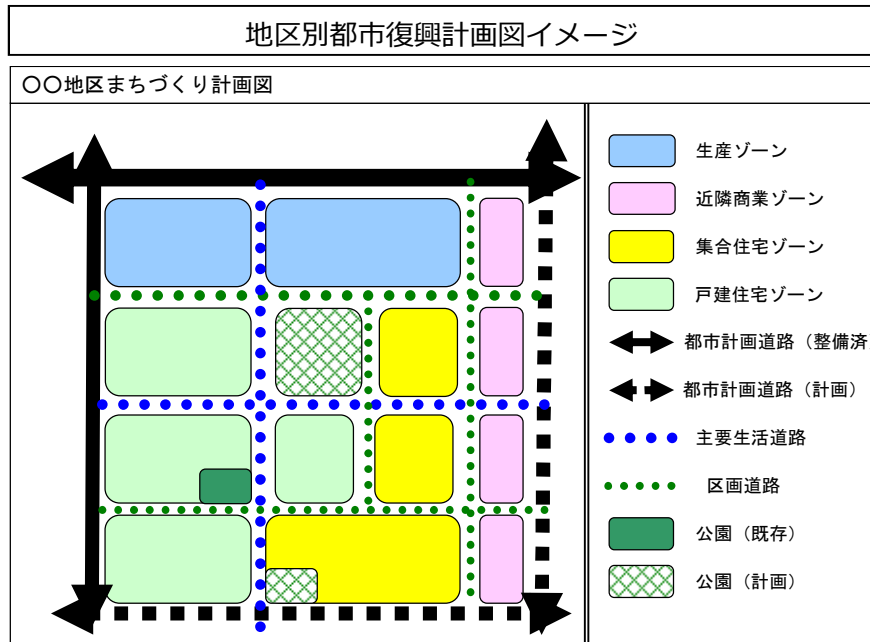
（第一次建築制限区域と第二次建築制限区域への移行イメージ）



都市復興計画の策定

○地区別都市復興計画等の策定

重点復興地区または復興促進地区等において、地区別都市復興計画等を策定します。策定にあたっては、まちづくり協議会等の設置を支援するとともに、住民意向アンケート調査や説明会、まちづくり協議会との検討結果や提案を計画に反映して策定します。



○都市復興計画の策定

地区別都市復興計画を反映し、都市復興計画を策定・公表します。

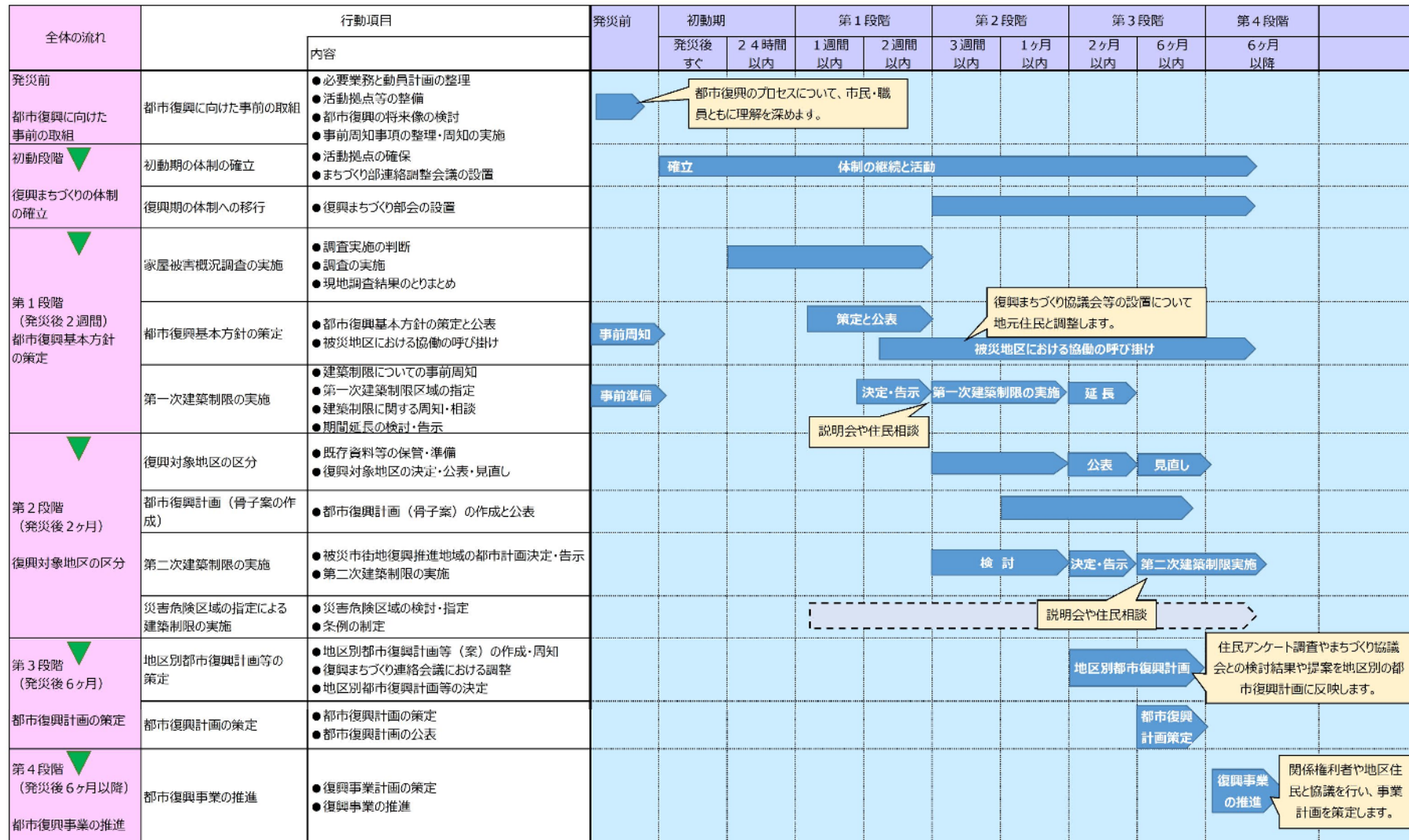
都市復興事業の推進

○都市復興事業の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業等の復興事業計画を策定し事業を推進します。事業計画の策定にあたっては、関係する権利者（地権者、借地権者、借家人）及び地区住民と協議を行います。

都市復興計画策定の全体の流れ

(凡例：  は各手順の実施時期)



5) 復興訓練の実施等

○訓練等による人材面強化と都市復興計画策定手順の質の向上等

災害時に都市復興を適切に運用していくための人材面の強化にも継続的に取り組むものとし、復興訓練を通じて、都市復興に関する知識やノウハウを蓄積し、都市復興計画策定手順の質的向上を図っていきます。

また、都市復興は、市民の理解と協力を得て円滑に進める必要があることから、平常時から都市復興の内容について、わかりやすくパンフレットを用いて市民へ周知し、理解を求めています。

○状況に応じた臨機応変な対応

都市復興計画策定手順を基本としますが、本手順のみに固執せず、被害状況に応じて、都市復興計画を策定する手順の追加・省略等、臨機応変に行うケースもあります。

○都市に関する情報の整備による迅速な復興推進

東日本大震災の際、津波に襲われた地域や大規模な土砂災害が発生した地域のように、どこに土地の境界があったのかを復元することが困難な状況となってしまう場合があります。

都市復興を迅速に行うためには、平常時から地籍調査等の都市に関する基礎的な情報を事前に整備するとともに、危機に備えた確実な情報の保存策と迅速に活用が可能となる体制整備への検討を進めています。

4 防災指針に係る施策

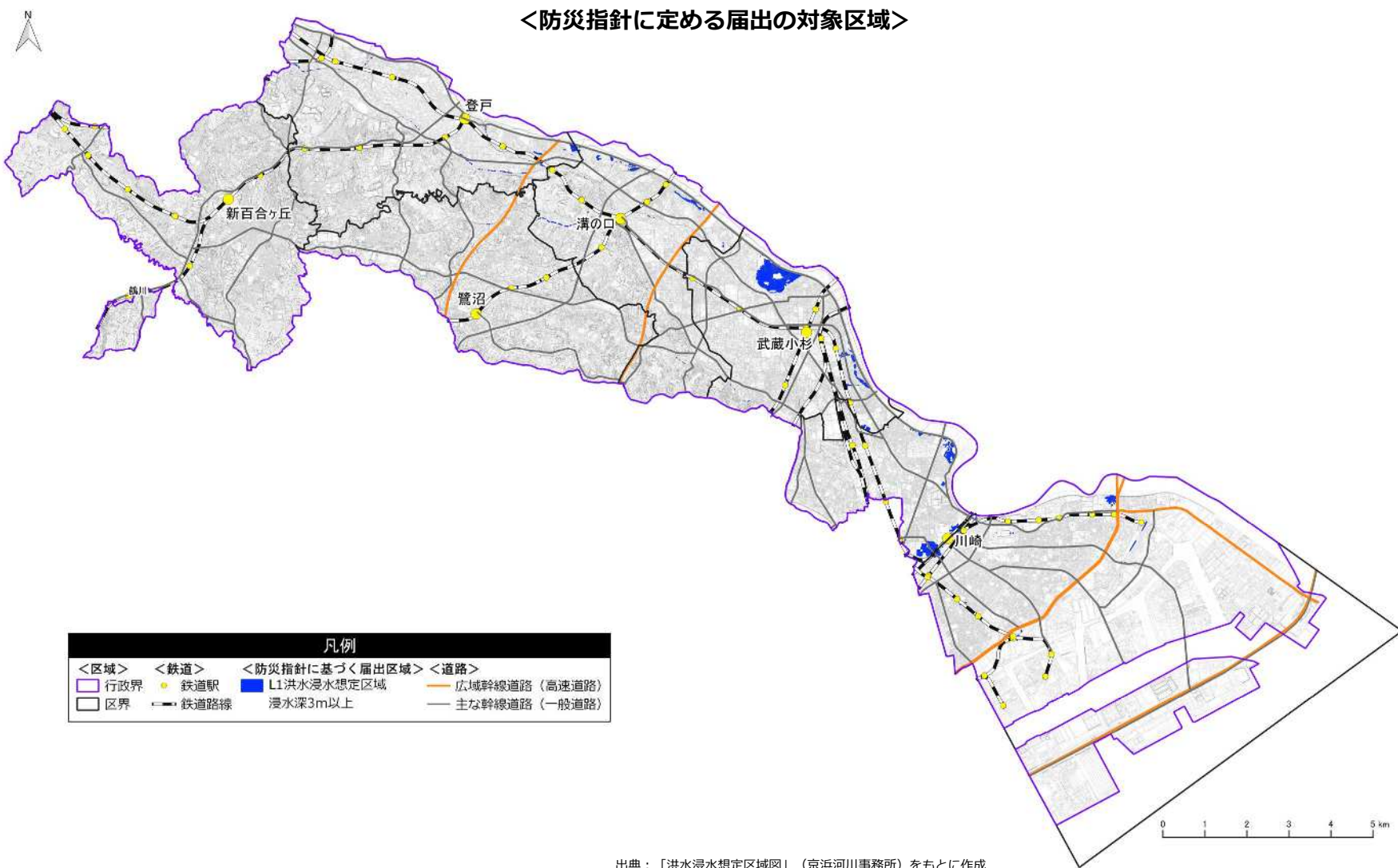
本市で想定されている様々な自然災害リスクを対象に、防災指針の方針である「自然災害による被害の軽減や迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形成」の実現に向けた施策を設定し、取組を行うことで都市の防災に対する機能の確保等を行っていきます。

施策名	施策の方向性
災害・危機事象に備える対策の推進	・「かわさき強靱化計画」や「地域防災計画」等の各種防災計画に基づいたハード・ソフトの両面からの防災・減災対策の推進 ・全職員が一丸となり迅速な意思決定や機動的な災害対応を可能とする危機管理体制の充実・強化 ・あらゆる危機事象に備え、自助・共助・公助がそれぞれの力を高めつつ、強みとともに弱みを共有し、補い合う関係づくり
地域の主体的な防災まちづくりの推進	・不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の促進 ・火災延焼リスクの高い地区における減災対策に向けた地域住民との協働による防災まちづくりの推進
まち全体の総合的な耐震化の推進	・「耐震改修促進計画」に基づく特定建築物や住宅の耐震化の促進 ・大規模盛土造成地における震災被害軽減に向けた取組や崖地における防災工事の促進などによる、宅地の自然災害対策の推進 ・「橋梁耐震化計画」に基づく計画的な橋りょう耐震対策の推進
消防力の総合的な強化	・防災活動拠点、車両、資器材等の整備と訓練や研修の効果的な実践による消防体制の充実・強化 ・消防団活動の充実・強化や町内会等との連携による地域防災力の向上
安全・安心な暮らしを守る河川整備	・激甚化・頻発化する水害に適応した河川改修等の計画的な整備推進 ・ハード対策とソフト対策とが一体となった取組の推進
地域の生活基盤となる道路等の維持・管理（再掲）	・予防保全の考え方による計画的な維持管理の推進 ・道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道水路台帳平面図等管理・閲覧システムの機能向上の推進

施策名	施策の方向性
安定給水の確保と安全性の向上	・ 主要な工業用水道施設の耐震化・浸水対策の推進及び長期的需要動向を踏まえた施設・管路の将来構想の検討
下水道による良好な循環機能の形成	・ 重点化地区や令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた局地的な浸水対策等の推進
総合的なケアの推進（再掲）	・ 「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく、市民が、住み慣れた地域や本人の望む場で、安心して暮らし続けることができるしくみづくりの更なる推進 ・ 地域内の多様な主体が、地域における将来のあるべき姿を共有し、具体的な行動を行えるように、考え方を地域全体で共有 ・ 高齢者・障害者等の災害時援護体制の整備に向けた取組の推進
地球環境の保全に向けた取組の推進（再掲）	・ 脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」等を踏まえた、新たな「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づく、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進 ・ 地球温暖化に起因する異常気象等に対応する、気候変動適応策の取組の推進
魅力ある公園緑地等の整備（再掲）	・ 公園緑地の立地特性や地域ニーズ等を踏まえた、都市の価値を高め、魅力ある公園緑地づくりの推進 ・ まちの賑わいの向上に向けた、民間活力の導入などによる大規模公園緑地の整備推進
多摩丘陵の保全（再掲）	・ さまざまな制度を活用した緑地保全の取組の推進 ・ 市民等による効果的な緑地・里山の保全や、保全緑地の多様な利活用の一層の推進
農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進（再掲）	・ 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用に向けた取組の推進

施策名	施策の方向性
魅力にあふれた広域拠点の形成（再掲）	・川崎駅周辺地区における川崎の玄関口としてふさわしい都市機能の誘導・都市基盤の整備の推進と賑わいの創出等に向けた取組の推進 ・小杉駅周辺地区におけるコンパクトに集積した都市機能の誘導と賑わい等の創出、安全性・利便性の向上に向けた交通基盤の強化の推進 ・新百合ヶ丘駅周辺地区における周辺環境等の変化を見据えた土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化に向けた取組の推進
個性を活かした地域生活拠点等の整備（再掲）	・利便性が高く多様なライフスタイルに対応した都市機能の集積や交通結節機能の強化などをめざした市街地再開発事業等による地域生活拠点の整備 ・地域特性に応じた多様な主体との連携による鉄道沿線まちづくりの推進と身近な駅周辺等の整備
安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進（再掲）	・激甚化・頻発化する自然災害の発生や少子高齢化の進展など社会環境の変化を踏まえた持続可能で計画的なまちづくりの推進
広域的な交通網の整備（再掲）	・鉄道事業者や周辺自治体等との連携による鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進 ・本市の都市機能の強化などに資する広域的な道路ネットワークの形成に向けた取組の推進
市域の交通網の整備（再掲）	・地域特性を踏まえた交通環境の改善や事業効果の早期発現に資する効率的・効果的な幹線道路等の整備の推進 ・今後の社会変容等も踏まえた都市交通の円滑化や地域分断の解消、地域資源を活かした沿線まちづくりと連携した連続立体交差事業の計画的な推進
共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化（再掲）	・コミュニティづくりなどを通じて市民の主体的な取組を促す区役所機能の更なる強化 ・区役所等庁舎の効率的・効果的な整備

また、水害のうち本市でも被害が発生した令和元年東日本台風と同程度の降雨規模である洪水浸水想定区域（計画規模）については、ハード整備で対応するには長期間かかることから、リスク回避の意識啓発として、垂直避難が困難となることが想定される2階床上相当の高さ（浸水深3 m以上）のエリアで、建築物の新築・改築などを行う際に市独自の届出を求め、これに対し「避難に関する情報の案内」や「被害軽減を見込める建築物の助言」などを記載した回答書の提供を行うことで、自然災害リスクの周知・啓発を行うとともに、浸水被害軽減の配慮を促します。



出典：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに作成

第7章 届出制度

1 都市再生特別措置法に定める届出制度

(1) 居住促進区域に関する届出

居住促進区域外における住宅開発の動きを把握するため、居住促進区域外において以下の開発行為や建築行為等を行う場合、これらの行為に着手する日の30日前までに行為の種類や場所などについて、市長への届出を義務づけます。

また、住宅等の立地の促進を図る上で支障がある場合、必要に応じて勧告を行う場合があります。

<届出の対象となる行為>

開発行為 (都市計画法第4条)	◆3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 (例) 3戸の開発行為  届出必要  届出必要 ◆1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模のもの (例) 1,300㎡、1戸の開発行為  届出必要 (例) 800㎡、2戸の開発行為  届出不要
建築行為等	◆3戸以上の住宅を新築しようとする場合 (例) 3戸の建築行為  届出必要  届出必要 ◆建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 届出不要 (例) 1戸の建築行為 

（２） 都市機能誘導区域に関する届出

都市機能誘導区域外での誘導施設の整備の動きを把握するため、都市機能誘導区域外において以下の開発行為や建築行為等を行う場合、これらの行為に着手する日の30日前までに行為の種類や場所などについて、市長への届出を義務づけます。

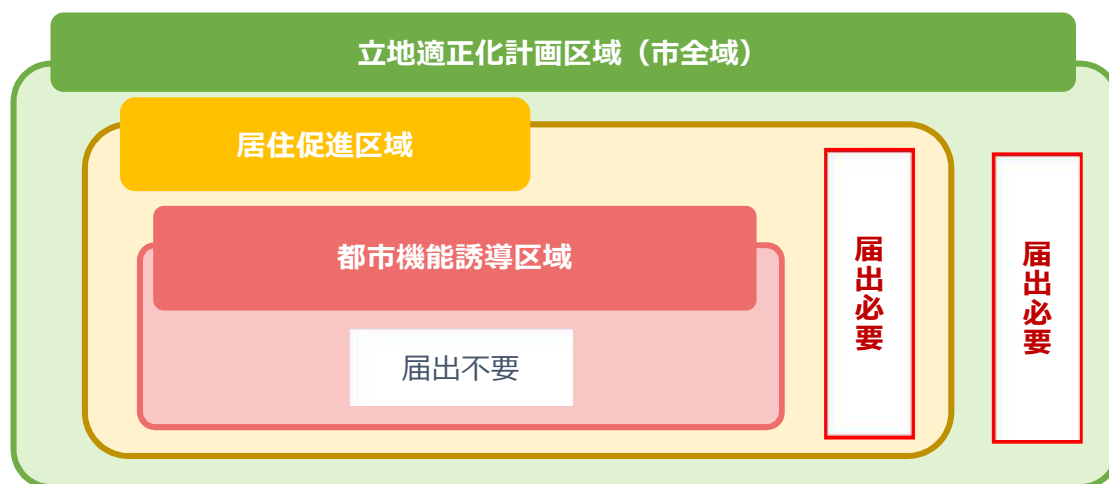
また、誘導施設の立地の誘導を図る上で支障がある場合、必要に応じて勧告を行う場合があります。

更に、都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止の動きも把握するため、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止または廃止をしようとする場合は、施設を休廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長へ届ける必要があります。

＜届出の対象となる行為＞

開発行為	◆誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築行為等	◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ◆建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
休廃止	◆都市機能誘導区域内で誘導施設の休止・廃止を行おうとする場合

＜届出のイメージ（誘導施設を新規に建築する場合）＞



2 防災指針に定める届出

本市では、災害リスク評価結果を踏まえ、防災指針に定める市独自の届出を求めます。

届出の対象となる区域は、計画規模の洪水浸水想定区域の浸水深 3m以上となっており、これは当該区域において、安全に暮らすことができるように自然災害リスクの周知・啓発を行うとともに、浸水被害軽減の配慮を促すことを目的としています。

○対象となる行為

- ・国土交通省が公表している洪水浸水想定区域（計画規模浸水深 3m以上）のエリアで居住の用に供する開発行為・建築行為等（1戸以上）を行う場合

○届出の期日

- ・開発行為や建築行為等に関する設計に着手する前の段階で、建築物の用途・階数・間取りや宅盤の高さ等の基本情報について届出を求めます。

○届出に対する市としての対応

- ・届出に対して、「避難に関する情報の案内」や「被害の軽減を見込める建築物の助言」などを記載した回答書を提供します。

各届出の詳細については、「川崎市立地適正化計画に係る届出制度の手引（下記 HP リンク）をご参照ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000173677.html>

第8章 目標値・進行管理

1 目標値

(1) 目標値の基本的な考え方

都市計画運用指針（第12版（令和4年4月））では、立地適正化計画の評価について、以下のような考えが示されています。

- ・立地適正化計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点からも、あらかじめ立地適正化計画の作成にあたり、解決しようとする都市の抱える課題、例えば、生活利便性、健康福祉、行政運営等の観点から、立地適正化計画に基づき実施される施策の有効性を評価するための指標及びその目標値を設定するとともに、目標値が達成された際に期待される効果についても定量化するなどの検討を行うことが望ましい。
- ・また、立地適正化計画の評価にあたり、当該目標値の達成状況や効果の発現状況等について適切にモニタリングしながら、分析及び評価することが望ましい。基本的な目標値としては、例えば居住誘導区域（居住促進区域）内の人口密度や公共交通利用者数等は積極的に位置づけるべきであり、地価や歩行量など住民が実感しやすい目標についても設定することが有効である。
- ・この際、実態にそぐわない高い水準の目標値とならないよう、客観的なデータに基づき合理的な目標値の設定とすることが重要である。

本市においては、立地適正化計画の基本方針や誘導施策を踏まえ、これらの達成状況を評価する指標と目標値を設定し、計画を適切に管理することとします。

(2) 目標値の設定

目標値に設定する指標は、居住促進、都市機能誘導、防災指針の分野ごとに「まちづくりの方針」の達成に向けた進捗状況を把握するため、次のとおり設定します。

まちづくりの方針	指標	現状値 (評価年度)	目標値 (R27年度)
①居住促進に係る目標値			
持続可能で、誰もが暮らしやすい住環境の維持・改善	居住促進区域内人口の総人口に対する割合	95.5% (R2)	95.6%
	地域の生活環境を総合的に見た場合、今住んでいる地域に満足している人の割合	80.8% (R5)	現状値以上
②都市機能誘導に係る目標値			
地域特性やポテンシャルを活かし、都市の魅力や活力を高めるまちの形成	都市機能誘導区域内誘導施設の総誘導施設数に対する割合	93.3% (R5)	現状値以上
	市内の広域拠点駅（川崎駅、武蔵小杉駅、新百合ヶ丘駅）の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合	75.0% (R5)	80.0%
	住まいの区にある地域生活拠点駅（新川崎・鹿島田駅、武蔵溝ノ口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合	48.8% (R5)	62.5%
③防災指針に係る目標値			
自然災害の被害の軽減や、迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形成	時間雨量 50 mm対応の河川改修率	81.1% (R3)	現状値以上
	浸水対策実施率（三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区）	26.4% (R3)	現状値以上
	土砂災害特別警戒区域内人口の総人口に対する割合	0.46% (R2)	0.38%
	住宅の耐震化率	96.0% (R3)	現状値以上
	災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合	25.0% (R5)	現状値以上

※目標値に設定する指標は今後、「川崎市総合計画」の改定や国の指標設定の考え方等の公表にあわせて、機動的に見直しの検討を行います。

2 進行管理

本計画の計画期間は、概ね20年としていますが、人口動向などの社会状況などを踏まえ、誘導区域や誘導施策を見直す必要があります。このため、国勢調査や都市計画基礎調査等の各種データの活用や目標値の評価等により都市の動向を捉えるなど、概ね5年ごとに計画の見直しを検討します。

また、上位計画である「川崎市総合計画（基本計画）」や「川崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「川崎市都市計画マスタープラン」等の改定が行われた場合には、これにあわせ機動的に見直しの検討を行います。